

投資用不動産のしつこい勧誘電話

～「買うつもりはないから電話しないで！」とはっきり断りましょう～

勤務時間中、職場にかかってくる投資用不動産販売の勧誘電話に困った経験はありませんか。断ったのにその後も何度も電話がかかってくるという情報が悪質事業者通報サイトに寄せられています。

(悪質事業者通報サイト) <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/honnin-form.html>

平成23年に宅地建物取引業法施行規則が改正され、再勧誘の禁止などが行政処分の対象になりましたが、なかなか違反行為が減りません。

不動産を買う気がなければ、事業者には勧誘電話をかけてこないようにと、はっきり断ることが必要です。

相談・通報事例

事例1 <名簿業者から入手した情報で勧誘。名簿の削除と再勧誘を断ったのに再度電話>

当方の氏名を知ったうえで携帯電話へ不動産投資の勧誘電話があった。当方の電話番号をどこで入手したかを聞いたところ名簿業者からということだったので、今後電話をしないこと、情報の削除を行うことを求めたが、その後もまた再勧誘があった。(30歳代 男性)

事例2 <何度も断っているのに担当者を変えて電話がかかる>

職場に頻繁に電話がかかってくるので何度も断り、二度とかけて来ないようにはっきり言っているが、何度も担当者を変えて、同じ会社から職場に電話がかかってくる。(30歳代 男性)

消費者へのアドバイス

- 職場に電話がかかってきたときは、契約する気がなければ、手短にはっきりと断りましょう。また、再度電話をしないように言いましょう。
- 買う気がなければ、業者とは絶対に会わないようにしましょう。業者と会う約束をしてしまうと、ますます断りにくくなります。
- 少しでも疑問に思ったら、消費生活センターに相談しましょう。

次のような勧誘は宅地建物取引業法で禁止されています。このような勧誘を受けた場合は、相

手の正確な会社名、担当者名、日時、その時の具体的なやり取り等を記録して、以下の宅地建物取引業法の所管部署に届け出るようにしましょう。

- ・ 断ったにもかかわらずしつこく電話をかけてくる
- ・ 長時間にわたって電話を切らせてくれない
- ・ 深夜や早朝といった迷惑な時間に電話をかけられた
- ・ 脅迫めいた発言があった

通報先:東京都都市整備局住宅政策推進部不動産課 指導相談係
電 話:03-5320-5071

東京都消費生活総合センター
03-3235-1155(相談専用電話)

悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください。

すでに解決してしまった消費者相談情報や、窓口に相談するほどでもないけど困った経験をしたことがあるなどの情報をお寄せください。

→ <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/honnin-form.html>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。